

新型コロナウイルス感染下における明治国際医療大学の活動制限指針(10月1日現在)

レベル	制限	教育・研究活動							判断基準	
		入校					研究活動	学生の学内課外活動		
		学生	教員	講義	演習	実技・実習				
4	活動停止	登校停止	在宅にてのオンライン授業と在宅業務のみとする。	実施可能なオンライン講義のみ	実施可能なオンライン演習のみ	実施可能なオンライン実技のみ	全面禁止。(但し、在宅でのデータ解析等は可能。) 実験動物の維持・管理のみ可能。	全面禁止		
3	制限(大)	登校停止	原則在宅でのオンライン授業と在宅業務とする。	オンライン講義のみ	オンライン演習のみ	オンライン実技のみ	ヒトを対象とした研究については禁止。ただしデータ解析、対面で行わないアンケート調査は実施可能。 継続中の動物実験はレベル1の条件にて実施可能。 可能な範囲で中断・終了する。新規の動物実験は原則禁止。 但し、学内で行う大学院生の研究は全面禁止。	全面禁止 学内の寮生については感染拡大防止に最大限配慮して、自主的活動は可能。	京都府に緊急事態宣言あるいはそれに準ずる宣言が発表され、大学施設の利用自粛や、休止要請があった場合に総合的に判断する。	
2	制限(中) (10%未満登校)	許可された学内LAN利用者と少人数のゼミ生のみ登校可	感染拡大防止に最大限配慮して少人数での対面授業を行うが、それ以外は原則在宅でのオンライン授業と在宅業務とする。	オンライン講義のみ	原則オンラインゼミなど少人数での実施は事前申請で可能。	オンライン実技のみ 学外臨床実習は受け入れ先の対応に従う。	ヒトを対象とした研究については禁止。ただしデータ解析、対面で行わないアンケート調査は実施可能。 継続中の動物実験はレベル1の条件にて実施可能。 新規の動物実験は原則禁止。	全面禁止 学内の寮生については感染拡大防止に最大限配慮して、自主的活動は可能。		
1	制限(小)	授業の受講生および学内無線LAN利用者(事前申請により許可)。 なお、授業の受講生は1-(1)、1-(2)、1-(3)の3段階で登校制限を行う。	1-③ 登校人数は在校生の30%未満、授業開始は2限目から。  1-② 登校人数は在校生の60%未満、授業開始は1or2限目から。  1-① 登校人数は在校生の60%以上、授業開始は1限目から。	感染拡大防止に最大限配慮して対面授業や必要な学内での業務を行うが、在宅で可能なオンライン授業と業務については在宅業務とする。	原則オンライン講義とし、感染拡大防止に最大限配慮して定められた登校人数以内で実施可能。	感染拡大防止に最大限配慮して定められた登校人数以内で実施可能(国家資格等延期不可能なものを優先)。オンラインで代替可能な場合はオンラインで行う。学外臨床実習は受け入れ先の対応に従う。	感染拡大防止に最大限配慮して、ヒトを対象とした研究の実施に対するガイドラインに基づきチェックシートを作成することにより実施可能。 動物実験については、動物実験施設への立ち入りを最小限にした上で、感染拡大防止に最大限に配慮して実施可能。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則登校日にあたっている学生のみ実施可能。ただし、強化指定クラブにおいては、スポーツ振興部において活動制限を設けて実施する。	レベル1における制限の変更はレベル1の各段階において2週間程度の観察期間をもって、感染状況(南丹保健所管内)の推移と京都府の基準(注意喚起基準・警戒基準・特別警戒基準)を参考にした上で総合的に判断する。 なお、レベル2以上の段階からレベル1に制限解除する場合は原則1-③とする。	
0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	京都府下でコロナウイルス感染症が収束している状況(自治体による判断)。あるいは政府等により感染症の終息宣言が出されている状況。	

※レベル1～2の状態にある時に学内でコロナウイルス感染症が発生した場合は、速やかにレベル3へ移行する。それ以降の対応は、保健所とも相談した上で総合的に判断する。

※この指針は、今後の状況に応じて随時見直しを行うことがある。

※授業に実施にあたっては原則、1. 実技・実習、2. 演習、3. 講義の順で優先的に対面授業を行うものとする。